

C Channel

2022年6月8日

各 位

会社名 C Channel 株式会社
代表者名 代表取締役社長 森川 亮
(コード番号 7691)
問合せ先 取締役 CFO 東 貴志
TEL: 03-6453-6893

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会におきまして、2022年6月24日開催予定の当社定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 業務の効率化等を図ることを目的として、本社事務所を移転することに伴い、定款に定める本店所在地を東京都目黒区から東京都港区に変更するものであります(第3条)。

また、この変更の効力は、2023年に開催される当社の第9回定時株主総会までに当社取締役会において本店移転日を決定することを条件として、当該本店移転日をもってその効力を生じるものとし、この旨を明確にするため附則を設けるものであります。

(2) 会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条但書に規定する改正規定が2022年9月1日に施行されるため、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります(第16条第1項)。

(3) 書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定できる旨を定めるものであります(第16条第2項)。

(4) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するものであります(現行定款第16条)。

(5) 上記(2)(3)(4)の新設・削除にかかる効力発生日等に関する附則を設けるものであります(附則第2条)。

(6) 取締役会の構成員数に対する社外取締役の比率を3分の1以上に保ち、今後の取締

役会をより活発な議論の場とするため、取締役の員数の上限を現状の11名から15名に変更するものであります（第19条）。

- (7) 法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設し、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります（第32条第3項及び第4項、33条第2項但書）。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示す。)

現行定款	変更後定款
<p>第3条（本店の所在地） 当社は、本店を東京都目黒区に置く。</p> <p>第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>第19条（取締役の員数） 当社の取締役は、11名以内とする。</p> <p>第32条（監査役の選任）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。 <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>第3条（本店の所在地） 当社は、本店を東京都港区に置く。</p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p>第16条（株主総会参考書類等の電子提供措置）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。 <p>第19条（取締役の員数） 当社の取締役は、15名以内とする。</p> <p>第32条（監査役の選任）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。 3 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

現行定款	変更後定款
<p>第 33 条（監査役の任期）</p> <p>1 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>第 33 条（監査役の任期）</p> <p>1 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第 3 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</p> <p style="text-align: center;">（附則）</p> <p>第 1 条</p> <p><u>2022 年 6 月 24 日開催の当社定時株主総会の決議による第 3 条の変更は、2023 年に開催される当社の第 9 回定時株主総会の開催日までに当社取締役会において本店移転日を決定することを条件として、当該本店移転日をもってその効力を生じる。なお、本附則は当該定時株主総会の開催日又は当該本店移転日のいずれか早い日の経過後これを削除する。</u></p> <p>第 2 条</p> <p><u>変更前定款第 16 条の規定の削除及び変更後定款第 16 条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律令和元年法律第 70 号附則第 1 条但書に定める施行日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 施行日から次の定めを有するものとする。なお、本定めは施行日から 6 か月を経過した日又は施行日から 6 か月以内に開催する最後の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日まで効力を有するものとする。</u></p> <p><u>3 本条は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 2022 年 6 月 24 日（金）

定款変更の効力発生日（予定） 2022 年 6 月 24 日（金）

以上